

豊郷町観光協会マスコットキャラクター「よいとちゃん」の画像使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 豊郷町観光協会マスコットキャラクター「よいとちゃん」(以下「キャラクター」という。)のデザイン及び名称の使用に関して、必要な事項を定めるとする。

(権利の帰属)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、豊郷町観光協会に帰属する。

(承認の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、(以下「申請者」という。)は、豊郷町観光協会マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 1) 申請者の事業内容が分かる書類
- 2) キャラクターの使用が分かる書類
- 3) その他会長が必要と認める書類

(審査基準)

第4条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、次に掲げる基準によりその内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

- 1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はおそれがないこと。
- 2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがないこと。
- 3) キャラクターのイメージを損なうおそれがないこと。
- 4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがないこと。
- 5) 前各号に掲げるもののほか、キャラクターの使用の目的、方法が不相当と認められないこと。

(承認の通知等)

第5条 会長は、第3条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査した結果、適当と認めるときは豊郷町マスコットキャラクター使用承認通知書(様式第2号)により、不相当と認めるときは豊郷町観光協会マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、キャラクターの使用の承認に際し、必要に応じ条件を付することができる。

(使用期間)

第6条 キャラクターの使用期限は、1年を超えることができない。ただし、書籍、映像作品については、この限りでない。

- 2 前項の使用期間は、更新することができる。
- 3 第3条から第5条までの規定は、前項の更新について準用する。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の順守事項)

第8条 第5条第1項の規定によりキャラクターの使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- 1) この要綱の規定及び承認の条件に違反しないこと。
- 2) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- 3) 使用期間を厳守すること。
- 4) 承認に係る権利を第三者に譲渡し又は、転貸しないこと。
- 5) 定められた色、形状を会長の承認なしに改変しないこと。
- 6) キャラクターの名称を表示すること。
- 7) 承認に係る物品等の完成品(完成品の提出が困難な場合は写真等)を提出すること。
- 8) 商標登録出願をおこなわないこと。

(申請内容の変更)

第9条 使用者は、申請の内容を変更しようとするときは、事前に協議しなければならない。

(承認の取消し等)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し是正のための措置を求め、又はその承認を取り消すことができる。

- 1) この要綱の規定又は承認の条件に違反していると認められるとき。
- 2) 前2号に掲げるもののほか、会長が取消しの必要があると認めるとき。
- 3) 虚偽その他不正な申請により承認を受けたとき。

2 第1項の規定により承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても協会はその責めを負わない。

3 会長は、必要に応じ、キャラクターの使用状況等について、使用者に報告させ、又は調査することができる。

(損害の負担等)

第11条 協会は、キャラクターの使用により使用者が被った損害、使用者が第三者に与えた損害その他キャラクターの使用中に生じた事故等による損害について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により協会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協会に賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 5月23日から施行する。